

厚木市外郭団体の統合に関する指針

厚木市

令和8年1月

目 次

1	はじめに	…	1
2	背景	…	2
3	本市における現状と課題	…	3
4	統合の目的	…	4
5	統合の対象	…	5
6	雇用に係る留意点	…	7
7	推進体制	…	7
8	今後のスケジュール	…	8
	資料編	…	9

1 はじめに

本市の外郭団体（以下「団体」という。）は、市の施策を推進するうえで「行政を補完・支援し、代替する団体」として設立され、これまで、様々な市民ニーズに対応しながら、柔軟に事業を展開するとともに、専門性を活かした業務や公益性の高い事業を実施し、市と連携しながら行政サービスの担い手として重要な役割を果たしてきました。

しかし、昨今の社会経済状況の変化や本格的な人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化・高度化により、公的サービスの担い手が「官から民へ」と移行・拡大する傾向が一層顕著になる等、自治体や団体を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、本市では令和5年6月に「厚木市外郭団体指導指針」を改定し、団体の自主的・自立的な運営に向けて取り組んでいます。また、行政を補完する団体の役割や機能を見直すことで、市の組織をより効率的に運営し、市民に必要なサービスを効率的かつ効果的に提供できると考えています。

今後、市の施策や組織に対応して、団体がより効率的で効果的な、自主・自立した経営を実現するためには、その意義や役割を改めて見直し、現状維持にとどまらず柔軟に対応していくことが求められます。既成概念にとらわれず、地域経済の活性化や市民サービスの向上に向けて、市と連携しながらより積極的な役割を果たすことができるようにしていく必要があります。

このような取組を進めるため、本市では、市の施策や組織に対応して、団体が今後も市民ニーズに的確に対応できる組織として存続することができるよう、経営基盤を確かなものとする統合を迅速に進めるための「厚木市外郭団体の統合に関する指針（以下「指針」という。）」を策定するものです。

【参考】厚木市の外郭団体（令和7年4月時点）

区分	外郭団体の名称	所管課
ア 市の出資率が2分の1以上の法人	公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター	産業振興課
	公益財団法人厚木市文化振興財団	文化魅力創造課
	公益財団法人厚木市スポーツ協会	スポーツ魅力創造課
	公益財団法人厚木市環境みどり公社	生活環境課
イ 市の補助金はその運営費の2分の1以上を占めている法人	社会福祉法人厚木市社会福祉協議会	地域包括ケア推進課
	公益社団法人厚木市シルバー人材センター	福祉総合支援課

2 背景

近年、団体を取り巻く環境は大きく変化しています。社会経済状況の変化や人材不足などの影響により、今後、独立した団体としての運営が困難になるケースも想定されます。主な背景は、次のとおりです。

(1) 多様化・高度化する市民ニーズ

社会変化に伴い年齢、性別、価値観など、市民一人ひとりの個性やライフスタイルに合わせたニーズが生まれています。多様化・高度化する市民ニーズに対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、多様な社会課題に対応できる専門性や柔軟性が求められています。

(2) 人材不足

労働環境の変化や企業との競争の激化により、専門的な知識を持つ優秀な人材の確保がますます難しくなっています。特に、若手人材の確保や育成が大きな課題となっています。

(3) 民間活力の活用

全国的に、行政サービスの委託化や指定管理者制度の導入が進んでおり、従来は団体が担っていた分野にも、民間企業等（以下「企業」という。）が参入する事例が増加しています。

一方、本市では、各外郭団体が地域に根差し、市民との強い絆も有しているという強みもいかながら、一部企業の持つ先進性や柔軟性なども積極的に取り入れていくことも求められています。

(4) DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展

行政全体のデジタル化が進む中、団体においてもデジタル技術を活用した業務改革が求められています。AI技術の導入やオンラインサービスの充実、業務の効率化・自動化を進めることで、更なるサービス向上を図る必要があります。

(5) 市との連携

本市では、これからのまちづくりに向けて、スポーツ・文化芸術・歴史等の取組の充実による聖地づくりや地域経済の更なる活性化など、市の魅力を高める施策を一体的に進めています。

市民サービスを市と連携して提供する団体においても、市に併せた運営体制とすることで、市の施策に沿った市民サービスの提供が期待できます。

3 本市における団体の現状と課題

今後の団体の在り方を具体的に検討するに当たっては、次のとおり団体の現状と課題を整理した上で、①市民サービスの向上、②組織の活性化、③効率的・効果的な運営、④財務基盤の強化、⑤指定管理者制度や補助金の適正化などの視点から、統合のメリットの最大化を図っていく必要があります。

視点	現状と課題
① 市民サービスの向上	<p>【社会経済情勢等の変化への対応】 社会経済情勢等の変化や市民ニーズの多様化・高度化、市の施策や組織に対応して、スポーツ・文化芸術・歴史等の取組の充実による、質の高いサービスを提供していく必要があります。</p>
② 組織の活性化	<p>【年齢構成の平準化】 年齢構成に隔たりがあり、数年後に管理職が不足することが考えられ、年齢構成の平準化を図るとともに、組織や経営層の効率化・スリム化を進める必要があります。</p>
	<p>【人材の活用】 団体職員の人材をいかしながら、長期的なビジョンを持ち、キャリアアップやモチベーションの向上を支援していく環境づくりに取り組む必要があります。</p>
③ 効率的・効果的な運営	<p>【事業の在り方の検討】 俯瞰的な視点で事業の補完、重複等を見直し、効率的・効果的な運営を再構築していく必要があります。</p>
	<p>【給与等の事務の効率化】 団体ごとに給与規程等が異なることから、統合に向けては、規程の見直しを図る必要があります。また、理事会、評議員を公平、客観的にどのように再構成していくか検討する必要があります。</p>
④ 財務基盤の強化	<p>【収入源の確保と多様化】 市から独立した法人格を有しているため、自主的・自立的な団体運営が原則となっています。そのため、従来の賛助会員等の拡大や広告事業の推進に加え、自主財源の確保に向けた取組について、更なる事業展開を進める必要があります。</p>
⑤ 指定管理者制度や補助金の適正化	<p>【指定管理者制度や補助金の見直し】 本市の支出である指定管理料や補助金が、団体の収入の多くを占めており、特に指定管理の受託を民間と競争する場合には、今までの経営基盤の見直しを行う必要があります。</p>

4 統合の目的

こうした背景を踏まえた上で、統合を行う目的については、次の点が挙げられます。

(1) 市民サービスの向上

社会経済情勢等の変化や市民ニーズの多様化・高度化を始め、市の施策や市の組織に対応して、組織を統合することで、団体が今後も市民のニーズに的確に対応できる組織として存続し、地域経済の活性化や市民サービスの向上に向けて、より積極的な役割を果たしていくことが可能となります。

(2) 組織の活性化

組織の統合により業務内容が広がり、複数の職場での勤務が可能になります。これにより、組織が活性化し、団体職員の勤労意欲や能力が向上することで、新しい発想が生まれ、新規での事業展開や既存事業の見直しにつながると考えられます。

(3) 効率的・効果的な運営

俯瞰的な視点で事業の補完、重複等を見直し再構築することで、効率的・効果的な運営を図ります。また、総務・経理・広報・施設管理等の総務部門の業務を一元化することで、理事会や会計、労務管理などに必要な事務手続や常勤役員の人件費など、事業運営の効率化や経費削減が可能となります。

(4) 財務基盤の強化

財務基盤の強化に向けて定期的な見直しを行い、収入源を確保しつつ多様化を図ることで、財務基盤の強化が期待できます。

(5) 指定管理者制度や補助金の適正化

組織の規模拡大による財務基盤の強化に加え、事業の多角化によりリスクを分散できます。このため、指定管理者制度や市の委託事業の見直しに対しても柔軟に対応でき、経営の安定化が図られると考えられます。

また、統合により設立された新しい団体では、基本財産（市出資金）を適正な規模で確保しながら、必要に応じて、市による活用を検討します。

【統合の目的まとめ】

	目的	備考
1	市民サービスの向上	・専門性を掛け合わせた付加価値のある事業展開
2	組織の活性化	・勤労意欲や能力の向上
3	効率的・効果的な運営	・総務部門の一元化等による効率化
4	財務基盤の強化	・収入源の確保と多様化
5	指定管理者制度や補助金の適正化	・指定管理者制度や重複事業等の見直しによる補助金の適正化

5 統合の対象

具体的な団体の統合の検討に当たっては、社会福祉協議会及びシルバー人材センターについては、各関係法令に基づき設置された団体であり、現行のまま存続させる必要があります。

そのため、環境みどり公社、文化振興財団、スポーツ協会及び勤労者福祉サービスセンターの4団体が統合の対象となりますが、勤労者福祉・文化・スポーツといった複数の主体が一つとなり組織横断で取り組むことで、「スポーツ×文化の地域振興（例：健康と芸術を融合したワークショップ）」や「企業向けの健康増進（例：働く世代向けの健康づくり講座）」など、新たな付加価値を持つ事業展開が期待できることから、市の組織に準じて、産業・文化・スポーツの3団体について、次のとおり統合の検討を進めていきます。

No	現行	統合後の組織	備考
1	勤労者福祉サービスセンター	（仮）産業文化 スポーツ財団	市民サービスの向上等に向けて、市の組織に準じ、産業・文化・スポーツの3団体を統合する。
2	スポーツ協会		
3	文化振興財団		

※厚木市社会福祉協議会及び厚木市シルバー人材センターについては、統合の対象ではありませんが、市との仕事の整理等について検討します。

※環境みどり公社については、現時点では統合の対象とはしません。

【統合団体の職員数等】

R 7.4.1 現在

No	団体名	人数(人)
1	(公財) 厚木市勤労者福祉サービスセンター	7人
	理事長(1) 副理事長(2) 常務理事兼事務局長(1) 顧問(1) 事務局員(2)	
2	(公財) 厚木市文化振興財団	10人
	理事長(1) 副理事長(2) 常務理事兼事務局長(1) 総務担当次長(1) 事業担当次長(1) 事務局員(4)	
3	(公財) 厚木市スポーツ協会	12人
	会長(1) 副会長(2) 専務理事兼事務局長(1) 事務局次長(1) 事務局員(7)	
		計 29人

【参考】県内他市の統合団体の状況(所管する分野)

No	団体名	文化分野	スポーツ分野	公園分野	衛生緑化分野	駐車場等分野
1	(公財) 相模原市まち・みどり公社	○	○	○	○	○
2	(公財) 大和市スポーツ・よか・みどり財団	○	○	○	○	○
3	(公財) 平塚市まちづくり財団	○	○	○	—	○
4	(一財) 小田原市事業協会	○	○	○	—	○
5	(公財) 藤沢市みらい創造財団	○	○	—	—	—
6	(公財) 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団	○	○	—	—	—
7	(公財) 座間市スポーツ・文化振興財団	○	○	—	—	—

6 雇用に係る留意点

市は運営費補助金を支出する立場から、次の事項に留意して統合を進めます。

(1) 団体職員の身分確保

統合に当たっては、役員を除く団体職員の雇用の確保を基本方針とし、解雇や雇止め、給与の一方的な削減は行わないものとします。

ただし、市の給与体系に準じていない給与等については、見直しの対象とする場合があります。

(2) 団体職員の継続勤務

統合に当たっては、職員の業務内容や職務経験を尊重し、継続的な勤務環境の確保に努めます。

なお、ジョブローテーションについては、人材育成や組織の柔軟性を高める観点から、職員本人の希望がある場合や新たに職員を採用する場合に、実施します。

(3) 就業規則や労働条件等の整合

統合後の団体における就業規則や勤務条件、給与規程や福利厚生制度等については、各団体間の差異を調整しつつ、公平性・透明性をもって、整備を進めることとします。

7 推進体制

(1) 外郭団体改革検討委員会

この指針を実施するに当たり、各団体間における協議・調整を円滑に行うため、団体所管課長と団体の代表者で構成する外郭団体改革検討委員会（外郭団体改革検討作業チーム及びワーキンググループを含む。）のほか、厚木市行政改革推進本部において検討を進めます。事務所管課は行政経営課とします。

(2) 団体所管課による助言等

団体所管課は、この指針に基づき、所管する団体に対し、適切な助言・指導・監督を行うものとします。

8 今後のスケジュール

団体の統合は、令和10年4月を目標に検討するものとします。

	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
団体			規定等の整理	定款等改正 (各財団の理事会)	新団体設立
			合併契約の締結	新材団の役員候補者 選出・打診	新団体業務開始
		外郭団体 連絡会 11/14		解散・統合 3/31	清算人の選出 清算手続
市	外郭団体 改革検討 委員会 7/25	■視察 12/20	外郭団体改革検討委員会 及び行政改革推進本部、 行政改革調査委員会において検討		

1 外郭団体の設置目的と役割

(1) 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター（ハートピア）

設立	平成 12 年 4 月
目的	市内の企業に勤務する勤労者と事業主及び本市に居住し市外の企業に勤務する勤労者やその家族に対し、総合的な福祉事業を行い、勤労者等の生活の向上及び産業の振興、並びに地域の発展に寄与することを目的としています。
役割	活動内容は、企業で働く従業員と事業主のための福利厚生を提供を行っています。

(2) 公益財団法人厚木市スポーツ協会

設立	平成 6 年 3 月（財団法人厚木市体育協会の設立年月）
目的	市民スポーツの普及・振興、競技力の向上及びスポーツに関する指導者・組織の育成を図り、もって厚木市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としています。
役割	活動内容は、スポーツ教室及びスポーツに関する競技会等の開催、スポーツに関する指導者の養成、スポーツ団体等に対する指導、助成及び支援、市から委託を受けたスポーツ事業の実施、指定管理者としてスポーツ施設の管理運営などを行っています。

(3) 公益財団法人厚木市文化振興財団

設立	平成 14 年 4 月（財団法人厚木市文化振興財団の設立年月）
目的	芸術文化の振興を図るための事業を行うとともに、市民の自主的で創造的な文化活動を促進し、もって豊かで潤いのある地域文化の形成と発展に寄与することを目的としています。
役割	活動内容は、音楽、演劇、伝統芸能の公演や美術展の開催、指定管理者として文化会館の管理運営などを行っています。

2 外郭団体の統合に向けた検討経過等

年月日等	会議等	内容
平成 27 年度 ～令和 2 年度	第 6 次行政改革大綱	・外郭団体の在り方検討部会の設置 (H27.10) ・厚木市外郭団体改革指導指針の策定 (R1.6)
令和 3 年度 ～令和 8 年度	第 7 次行政改革大綱	・厚木市外郭団体改革指導指針の延長 (R5.6)
令和 6 年 7 月 25 日	外郭団体改革検討委員会	・ハートピアから 統合に向けた提案
令和 6 年 10 月 25 日	アンケート調査	・各外郭団体へ意向調査 統合に向けた前向きな回答
令和 6 年 11 月 14 日	外郭団体連絡会	・アンケート結果報告 統合に向けた検討 (視察)
令和 6 年 12 月 20 日	県内の先進自治体視察	・平塚市まちづくり財団 課単位で円滑に事業を実施
令和 7 年 5 月 14 日	外郭団体改革検討委員会	・外郭団体の在り方の検討 3 団体での統合の方向性 ヒアリングの依頼
令和 7 年 6 月 12 日	スポーツ協会へのヒアリング①	・統合に向けた意見交換等
令和 7 年 6 月 17 日	ハートピアへのヒアリング	・統合に向けた意見交換等
令和 7 年 6 月 18 日	文化振興財団へのヒアリング	・統合に向けた意見交換等
令和 7 年 7 月 1 日	神奈川県組織人材部 文書課への確認	・統合に向けた手続きの確認 3 団体の統合で問題なし
令和 7 年 7 月 14 日	社会福祉協議会へのヒアリング	・統合に向けた意見交換等
令和 7 年 7 月 15 日	スポーツ協会へのヒアリング②	・統合に向けた意見交換等
令和 7 年 7 月 16 日	みどり公社へのヒアリング	・統合に向けた意見交換等
令和 7 年 7 月 17 日	シルバー人材センターへのヒアリング	・統合に向けた意見交換等
令和 7 年 7 月 23 日	外郭団体連絡会	・統合に向けた事務レベルの合意 今後は検討作業チームで検討
令和 7 年 7 月 31 日	検討作業チーム①	・事務レベルでの検討
令和 7 年 9 月 2 日	スポーツ協会	・会長への説明
令和 7 年 9 月 17 日	スポーツ協会	・理事等への合同説明会
令和 7 年 9 月 26 日	文化振興財団	・理事長への説明
令和 7 年 9 月 29 日	文化振興財団	・理事等への合同説明会
令和 7 年 10 月 3 日	行政改革推進本部	・外郭団体の在り方の検討 3 団体での統合の方向性
令和 7 年 10 月 22 日	スポーツ協会	・理事会 (18:30~)への説明

令和7年10月28日	ハートピア	・理事会（15:00~）への説明
令和7年10月29日	文化振興財団	・理事会（15:00~）への説明
令和7年10月29日	スポーツ協会	・評議員会（18:30~）への説明
令和7年11月13日	ハートピア	・評議員会（15:00~）への説明
令和7年11月19日	検討作業チーム②	・事務レベルでの検討
令和7年12月8日	文化振興財団	・評議員会（15:00~）への説明
令和7年12月23日	行政改革調査委員会	・指針案について報告

※外郭団体改革検討委員会・・・市所管課と団体事務局で構成される検討委員会

※外郭団体連絡会・・・団体事務局同士の連絡会

厚木市外郭団体の統合に関する指針

令和8年1月

厚木市 企画部 行政経営課

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046) 225-2160

FAX (046) 225-3732

URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

e-mail 0600@city.atsugi.kanagawa.jp